

# 船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月7日 22時34分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港南方沖の細ノ州 長太夫礁灯標から真方位230°570m付近 (概位 北緯34°22.2′ 東経133°08.0′)
事故の概要	引船第五大貴丸は、台船SK-106をえい航して航行中、細ノ州に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年8月15日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五大貴丸、19トン 273-9641 広島、有限会社広島合同海運（船舶所有者）、有限会社北栄海運（船舶借入人） B 台船 SK-106、総トン数不詳（全長45m） なし、有限会社広島合同海運
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 舵板下部及びシューピースに擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約130cm（尾道）
事故の経過	A船は、船長A及び甲板長Aが乗り組み、A船の船尾部にB船をえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、甲板長Aが単独で船橋当直に当たり、GPSプロッターの画面に表示された紫色の線を過去の航跡と思い、その線に沿って右転して航行を続けていたところ、再び同画面を見た際、細ノ州に向かっていることを知り、細ノ州北側縁に沿う様に操船した。 A船引船列は、細ノ州北側縁に沿って航行中、自室にいた船長が、備讃瀬戸海上交通センターから細ノ州に接近している旨の連絡を業務用携帯電話で受け、昇橋して微速力前進に減速させた直後、船尾に衝撃を受けて行きあしが止まった。 A船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.7mであった。 GPSプロッターの画面に表示された紫色の線は、GPSプロッターに蓄積された全ての航跡データの始点と終点とを結ぶ線であった。

<b>分析</b>	A船引船列は、航行中、甲板長Aが、GPSプロッターの画面に表示された紫色の線を過去の航跡と思い込み、その線に沿って航行して細ノ州に接近した後、細ノ州北側縁に沿って航行したことから、A船が細ノ州に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、A船引船列が航行中、甲板長Aが、GPSプロッターの画面に表示された紫色の線を過去の航跡と思い込み、その線に沿って航行して細ノ州に接近した後、細ノ州北側縁に沿って航行したため、A船が細ノ州に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航海当直者は、GPSプロッターだけでなく、航路標識、レーダー等を有効に活用して船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>